

希望者は、6/15までに事務局へ連絡して下さい。

平成30年度 神戸市奨学金 追加募集のご案内
(平成26年度以降に入学した方へ)

平成30年度の神戸市奨学金追加募集を次のとおり実施します。

1. 応募資格 次の要件 1)～5) をすべて そなえている方に限ります。

要 件	備 考
1) 保護者が神戸市内に在住している方	住民登録が神戸市にあることを原則とします。
2) 高等学校、高等専門学校、 特別支援学校高等部に在学する方	高卒資格の取れない専修学校、各種学校は対象ではありません。
3) 他の制度の奨学金その他これに類する ものを受けていない方	神戸市奨学金を受ける方は、他の奨学金を同時に受けることは できません。授業料軽減制度との併給はできます。
4) 経済的に困窮しており就学が困難である方 (次の①～③のいずれかに当てはまる方)	
い ず れ か	① 生活保護世帯のうち高等学校等 就学費を受給できない方
	基本的に生活保護世帯の方は神戸市奨学金に応募できません。 ただし、年齢等の要件で生活保護費の高等学校等就学費を受給 する資格がない方に限り応募することができます。 なお、留年などの一時的な理由で高等学校等就学費を受給でき ない方は応募できません。 ※生活保護費の高等学校等就学費との重複受給を避けるため、 保護の適用状況について神戸市保健福祉局へ照会することが ありますのでご了承ください。
	②児童養護施設に入所している方 又は 里親に養育されている方
	児童養護施設は、所在地が神戸市内のものに限ります。
	③平成30年度市民税非課税世帯 (均等割・所得割とも非課税)の方
	雑損控除や繰越損失等の損失があるために非課税になって いる世帯の方は除きます。 ※配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除により差引納付額が 0円になっている場合は非課税ではありません。
	5) 選考基準 平成30年度(平成29年分)市民税非課税世 帯の内、第1子の者であること。 (ただし、特別支援学校は適用外)
	※第1子の者とは、「23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世 帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯」に該当しない者

2. 応募方法 及び 受付期間

願書と証明書類は、在籍する学校が定める期限までに学校へ提出してください。

なお、各学校から神戸市教育委員会への提出締切は 平成30年6月29日(金) 必着です。

*期限を過ぎて提出された願書は受け付けませんのでご注意ください。

校内締切は、6/22(金)です。

3. 奨学金の支給について

支給期間は正規の最短修学年限(3年制校の場合、最大36ヶ月)です。ただし、退学や休学、世帯の収入が
大きく増えた場合など、在学状況・世帯状況等に変更があれば、奨学金支給を終了又は停止します。

学校長を通じて、年額を一括で支給します。給与ですので、卒業後の返還は不要です。

奨学金の年額……公立学校生徒 9,600円 私立学校生徒 14,400円

*支給開始月は、原則として、平成30年4月からです。

4. 資格継続審査

今回ご応募いただいた方については、世帯の所得状況が奨学生資格を満たしているかどうか、平成31年度以
降、毎年6月頃に在学学生を対象として継続確認審査を行います。

継続確認審査は、基本的に市教育委員会が毎年、市税データに基づいて自動的に行いますので、奨学金応募時に「市税課税台帳等の閲覧」に同意されれば、以降の手続は不要です。（市税課税台帳等の閲覧同意については、願書に記入欄があります）

同意されない場合、または市税データが神戸市にない場合は、毎年、資格継続確認申請書と所得証明書類の提出が必要です（この場合、資格審査に時間がかかるため、奨学金の支給が遅くなることがあります）。

5. 採用順位

提出された書類に基づいて応募資格を審査します。応募者が多数に上る場合は、予算の範囲内において、以下の順で採用します。

- ①生活保護世帯のうち高等学校等就学費を受給できない方
- ②児童養護施設に入所している方 又は 里親に養育されている方
- ③平成30年度市民税非課税世帯の方（所得金額順）

※「6. 提出書類 3）」の欄をご参照ください。

6. 提出書類

応募には1) 神戸市奨学生願書、2) 世帯の所得状況を説明する書類が必要です。

該当者に関しては、3) 市民税非課税世帯の選考に関する書類、もあわせてご提出ください。

必要書類が提出されない場合は、書類不足として、採用不可となることがあります。

1) 神戸市奨学生願書（追加募集） 各在籍校へ申し出て受け取ってください。

2) 世帯の所得状況等を証明する書類

	必要な書類	注 意
生活保護を受けている方	生活保護受給状況証明書（神戸市奨学金用） ⇒証明書原本を提出してください	神戸市奨学金に応募できるのは、生活保護費の高等学校等就学費を受給できない方だけです。
児童養護施設に入所の方	施設長発行の入所証明書 ⇒証明書原本を提出してください	法令により設置された、神戸市内に所在する施設に限ります。施設長名、施設長印なきものは無効です。
里親に養育されている方	こども家庭センター発行の（里親委託についての）証明書 ⇒証明書原本を提出してください	
30年度市民税非課税の方	次のいずれかを添付してください（コピー可） ① 平成30年度市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用） ② 平成30年度市民税・県民税 納税通知書及び課税明細書（1・2・3ページの3枚とも） ③ 平成30年度市民税・県民税 所得・非課税証明書（記載を省略していないもの） ※次の点に注意してください。 ①源泉徴収票、確定申告書は使用できません。 ②父、母両方の証明を添付してください。ただし証明に「配偶者 有」と記載されている場合には、配偶者の証明は必要ありません。 ③家族の中に、高校生を超える年齢の方がおられる場合は、その方の税の証明も必要です。ただし、証明の扶養人数と家族の人数が同じ場合は、その方の税の証明は不要です。 ④証明書の扶養人数と願書に記載された家族数が異なる場合は、家族全員が記載された住民票又は外国人登録原票記載事項証明書が必要です。 ⑤住所変更などにより、税の証明に記載された住所（氏名も含む）と違う場合は、両方の住所が確認できる住民票、外国人登録原票記載事項証明書、健康保険証等を添付してください。 ⑥母子・父子世帯の方は、「母子家庭等医療費受給者証」又は「児童扶養手当証書」の写しの添付が必要です。いずれも無い場合は「保護者が婚姻中でないことがわかる書類」を添付してください。所得証明書類に「寡婦」「特別寡婦」または「寡夫」控除の適用がある場合は、母子・父子の証明は不要です。	

3) 市民税非課税世帯として選考を行う際、必要に応じて提出する書類（児童養護施設に入所している方は除く）

市民税非課税世帯のうち下記に該当する方は、応募者が多数に上る場合の採用順位について「特別な状況にある方」として優先して選考を行う場合があります。

具体的な状況を願書に記載するとともに、その状況が分かるよう次に掲げる書類を提出してください。

- ① 母子・父子世帯の方（添付書類は上記のとおりです）
- ② 世帯の主たる生計維持者が失業し、現在も就職していない方（失業者当人以外の家族に所得がある場合は除きます）
 - ・申請時に失業している場合は職業安定所発行の「雇用保険受給資格者証」の写し
 - ・個人商店などの事業所得者等は「廃業していることが分かる証明書等」の写し
- ③ 期療養者・障害者等のいる世帯で、多額の支出があり負担となっている方
 - ・「その傷病に係る平成 29 年中に発行された医療費の領収書」、「障害者手帳等」の写し

7. 採用・不採用の結果通知等について

- 1) 結果のお知らせ 平成 30 年 8 月下旬予定。在籍校を通じて連絡します。
- 2) 奨学金の支給 1 年分をまとめて在籍高等学校長に支給します。保護者の皆さんへの支給は学校を通じて行いますので、実際の支給時期は在籍校へお問い合わせください。

8. 担当課

神戸市教育委員会 学校経営支援課 学事計画係
〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1
TEL (078) 322-5763 (直通)

証明書見本 すべて「平成30年度」のもの・コピーでも提出可

見本①

平成30年度 市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

【給与所得者の方に、6月頃お勤め先から配布されます。(非課税の方を除く)】

[illegible]

見本②

平成30年度 市民税・県民税納税通知書（1・2・3ページのコピーが必要です。）

【自営業の方等に、6月頃各区市税事務所より送付されます。(非課税の方を除く)】

市民税・県民税 税額決定 通知書
納 税

〇お読み合わせの際は、この番号をお知らせください。

市 区 通知 番号 組合番号
30

(単位：円)

1 ページ目

平成 年 月 日

郵便番号

市税事務所 市民税担当
電話 078 () (区役所代電)

2ページ目に届出用紙表を表示しています。

[illegible]

市民税・県民税 課税明細書【2】

3 ページ目

税額の内訳

内 訳 (円)	市民税 (円)	県民税 (円)
総所得金額 (円)		
山形・道県所得金額 (円)		
短期譲渡所得金額 (円)		
長期譲渡所得金額 (円)		
雑所得・配当・先物所得 (円)		
支払利息・配当所得 (円)		
税額控除前所得割額 (円)		
税額控除額計 (円)		
税額控除後所得割額 (円)		
均等割額 (円)		
減免額 (円) (コード)		
差引税額 (円) (①+②-③)		
年 税 額 (円)		

※税額控除額中に係る市民税・県民税額は、税額控除後所得割額(E)の内訳を記載しています。

●税額控除額①の内訳

区 分	市民税 (円)	県民税 (円)
納 税 者		
配 当		
寄附金		
外国税額		
特定減額		
所得控除額		
合 計 (円)		

●減免について

減免コードを記載しているときは、市民税・県民税に定める減免をさせていただきます。

コード	説 明
31	所得割が非課税になっている。
06	専業主婦、障害者、高齢者（75歳以上）など、一定の所得割をゼロにすることが認められています。
04	所得割が課税された方について、申請にもとづき減免させていただきます。
41	所得割が課税された方より減額された方について、申請にもとづき減免させていただきます。

備考

●税額の計算方法

市民税・県民税、市町村の指定について、次の内部により計算します。

市民税 県民税 所得割額	+	市民税・県民税 均等割額 減免額 特定減額	=	市民税・県民税 減免額 = 市民税・県民税
--------------------	---	--------------------------------	---	-----------------------------

所得割額×(所得金額-所得控除額) × 市民税・県民税の税率 - 税額控除額① (注)減免額
--

見本③

平成30年度（平成29年分所得）市民税・県民
税（所得・（非）課税）証明書

【非課税の方や、見本①、②の書類がない場合。】
(5月下旬頃から各区市税事務所で発行可。)

[illegible]

＜申請可能な方＞

- ・ **非課税世帯**
見本①または③において、Aの欄に税額が記載されていないこと
- ・ **もしくは実質非課税世帯**
Bで記した欄の金額（総所得）をもとに非課税を確認します。（雑損控除や繰越損失等の損益により非課税となっている場合は除く）

注1) 母子・父子世帯の方で、「寡婦」、「特寡」、「寡父」の欄に“有”または“*”などが無い場合は、母子等世帯の確認ができる書類（母子家庭等医療費受給者証など）も必要です。

注2) 高校生を超える年齢の家族(妻または夫、祖父母、高校を卒業した子など)を扶養している方で、扶養欄に記載された人数と実際の家族の人数が異なる場合は、扶養人数にあがっていない方の所得の書類も必要です。(高校生以下の子は除く)

神戸市奨学生願書 (30 追加募集)

※この「願書」は他の目的に使用しません。

※教育委員会処理欄				人世帯 , 千円			
申請者番号							-
所得状況	施設・非課税・実質非課税・対象外						
その他詳細	母子父子・失業・障害・医療・別居母子						

学校名 立			フリガナ 生徒名					
第 学年 組			生年月日 平成 年 月 日					
世帯欄	世帯員名 (生年月日)	年齢	性別	続柄	職業 (学年)	資格審査にあたり、教育委員会事務局が市税課税台帳等を閲覧することについて		※教育委員会処理欄
	(T S H 年 月 日生)		男・女	本人		同意する	同意しない(進級時には継続確認申請書と所得証明書を提出します)	, , 円
	(T S H 年 月 日生)		男・女	保護者		同意する	同意しない(進級時には継続確認申請書と所得証明書を提出します)	, , 円
	(T S H 年 月 日生)		男・女			同意する	同意しない(進級時には継続確認申請書と所得証明書を提出します)	, , 円
	(T S H 年 月 日生)		男・女			同意する	同意しない(進級時には継続確認申請書と所得証明書を提出します)	, , 円
	(T S H 年 月 日生)		男・女			同意する	同意しない(進級時には継続確認申請書と所得証明書を提出します)	, , 円
	(T S H 年 月 日生)		男・女			同意する	同意しない(進級時には継続確認申請書と所得証明書を提出します)	, , 円
	(T S H 年 月 日生)		男・女			同意する	同意しない(進級時には継続確認申請書と所得証明書を提出します)	, , 円
申請理由								
上記のとおり神戸市奨学金奨学生に応募します。また生活保護費の高等学校等就学費について、教育委員会事務局がその受給の有無を確認するために必要な情報を取得することについて同意します。なお、課税台帳閲覧に同意しない者が進級時の資格審査に応じないときは、奨学生資格を辞退したものと扱われることに異存ありません。 また、奨学金の請求・受領及び執行については、在籍の学校長に委任します。 神戸市教育委員会教育長 あて 平成 年 月 日 〈住所〉 生徒名(自署) 印 神戸市 区 保護者(申請者)名(自署) 印								
学校長の推薦	上記の生徒を奨学生として適当な者と推薦します。 平成 年 月 日 神戸市教育委員会教育長 あて 学校名 学級担任名 学校長名 公印							

注意1) 太線で囲まれた欄には何も記入しないでください。
 注意2) 記載事項は、住民登録の内容に合わせてください。
 注意3) 申請に必要な書類を裏面に添付してください。

神戸市奨学生願書

(30 追加募集)

※この「願書」は他の目的に使用しません。

※教育委員会処理欄

人世帯 , 千円

申請者番号

所得状況

施設・非課税・実質非課税・対象外

その他詳細

母子父子・失業・障害・医療・別居母子

神戸市 立

〇〇

学校

第 1 学年

A 組

フリガナ

コ ウ ベ

ヒ ロ ミ

生徒名

神 戸 裕 美

生年月日

平成 14

世帯欄

世帯員名

(生年月日)

神戸裕美

(T S H) 14 年 9 月 10 日生

神戸俊夫

(T S H) 46 年 5 月 25 日生

神戸由紀子

(T S H) 47 年 3 月 30 日生

神戸英俊

(T S H) 15 年 8 月 20 日生

兵庫源一郎

(T S H) 16 年 5 月 15 日生

(T S H) 年 月 日生

(T S H) 年 月 日生

年齢

性別

続柄

職業(学年)

教育委員会事務局
課税台帳等を閲覧
とについて同意
する同意しない
継続確認
証明同意
する同意しない
継続確認
証明同意
する同意しない
継続確認
証明同意
する同意しない
継続確認
証明同意
する同意しない
継続確認
証明同意
する同意しない
継続確認
証明同意
する同意しない
継続確認
証明

「同意する」または「同意しない」のどちらかに○をつけてください。

「同意する」に○があれば、進級時の書類提出は不要です。

家族の中に一人でも同意しない方がある場合、進級時にはその方の所得証明書類を添えて継続確認申請書を提出していただくことになります。

なお、書類の提出がない場合は、奨学生資格を辞退したものとみなします。また、書類審査には時間を要しますので、支給が遅れることがあります。

必ず記入してください。

申請理由

飲食店を経営していますが、この不景気により売上が大きく減っています。さらに、重い病気を患ってしまったため、これまでのように働くことができなくなりました。そのため、高校の費用どころか、生活していくだけでもたいへんな状況です。奨学金があれば助かります。

上記のとおり神戸市奨学金奨学生に応募します。また生活保護費の高等学校等就学費について、教育委員会事務局がその受給の有無を確認するために必要な情報を取得することについて同意します。なお、課税台帳閲覧に同意しない者が進級時の資格審査に応じないときは、奨学生資格を辞退したものととして扱われることに異存ありません。

また、奨学金の請求・受領及び執行については、在籍の学校長に委任します。

神戸市教育委員会教育長 あて

平成 30 年 6 月 14 日

〈住所〉

生徒名(自署)

神戸裕美(印)

神戸市 〇〇区〇〇町1丁目2-3

保護者(申請者)名(自署)

神戸俊夫(印)

学校長の推薦

上記の生徒を奨学生として適当な者と推薦します。

平成 年 月 日

神戸市教育委員会教育長 あて

学校名

学級担任名

学校長名

公印

注意1) 太線で囲まれた欄には何も記入しないでください。

注意2) 記載事項は、住民登録の内容に合わせてください。

注意3) 申請に必要な書類を裏面に添付してください。

